

議事要旨(2) 税効果会計に係る指針の見直しに関する検討

冒頭、小賀坂副委員長より、税効果会計に関する実務指針の移管についての審議を行う旨が説明され、引き続き、全体の進め方について審議資料に基づき詳細な説明がなされた。続いて、前田ディレクターより、税効果会計に関する開示の検討の進め方及び評価性引当額の内訳に関する開示の検討について、審議資料に基づき詳細な説明がなされた。

説明に対する委員及びオブザーバーからの主なコメントと、それらに対する事務局からの回答は次のとおりである。

今後の検討の進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今後の検討の進め方及び検討スケジュールともに事務局の提案に賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 検討スケジュールについて、事務局提案に基本的に賛成するが、開示の内容の追加に関する審議の状況によっては、相応の準備期間が必要となる場合も考えられるので、適用時期については弾力的に考えるべきである。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 検討すべき論点について、事務局提案に基本的に賛成するが、検討過程で必要と考えられる論点が識別された場合には合わせて検討するという柔軟性が必要であると考え。
- 開示と会計処理は相互に関連しているため、適用時期は同時とすることが良いのではないか。
- 検討スケジュールについて、十分な議論は必要であるものの、企業会計基準適用指針第 26 号「繰延税金資産の回収可能性に関する適用指針」（以下「回収可能性適用指針」という。）が 2016 年 4 月以降適用されることに鑑みると、開示の適用時期が大きく遅れることは避けるべきであると考え。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 専門委員会にも諮って事務局提案を再検討したい。

税効果会計に関する開示の検討の進め方について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 今後の検討項目として識別されている評価性引当額の内訳の開示は、回収可能性適用指針により見直された取扱いとどのように関連しているのか。

これに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 繰延税金資産の回収可能性に関して現在の税効果会計基準で求められている注記が十分かどうかについて財務諸表利用者にアウトリーチを行った結果、評価性引当額の内訳に対するニーズが聞かれたため、検討項目としたものである。
- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 単体開示が簡素化されている方向性に鑑み、連結財務諸表と個別財務諸表における開示に関する事項を検討課題として取り上げることが適切と考える。

評価性引当額の内訳に関する開示について

- ある委員より、次のコメントがあった。
 - 我が国の税と会計の乖離度合いは海外に比べて大きいと考えられるため、税効果会計に関する開示の重要性は国際的な会計基準に比べて大きいと考える。このため、事務局提案のうち開示される情報がより充実している将来減算一時差異について主な項目ごとに開示する方法を中心に検討すべきと考える。

あるオブザーバーより、次のコメントがあった。

- 評価性引当額の内訳に関する情報は、業績が好調ではない企業や、特定の事業に関して経営上の課題を抱えている企業の分析を行う際に必要となるため、重要なものと考えている。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 財務諸表利用者が評価性引当額の内訳に関する開示により得られると認識している情報は、収益計画の説明等で代替可能であるように思われる。将来減算一時差異項目の内訳別の開示は国際的な会計基準が求める水準を超えており、また、競争上の不利が生じ得るという課題がある。現状でも我が国の税効果会計に関する注記事項はコストをかけて十分な開示を行っていると考えており、現状以上の開示は慎重であるべきと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 我が国の税と会計の乖離の大きさ、ビジネス環境の変動に起因する繰延税金資産及び評価性引当額の変動の可能性並びに日本企業が海外の投資家の投資対象となっていることを考慮すると、海外の投資家にも理解される程度の十分な開示がなされるべきと考える。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 評価性引当額の内訳の開示は作成者と利用者の意見の隔たりが大きく、議論がまとまらなくなることを懸念する。回収可能性適用指針で運用が変更された箇所に関する追加開示等の検討を先行させることで、議論を前に進めるべきであると考えている。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 開示に関する議論の進め方としては、回収可能性適用指針の公開草案で質問項目としてコメントが寄せられたものから検討を開始している。
- 財務諸表利用者と作成者との間では、評価性引当額の情報価値及び開示に関する必要性に対する評価の大きな差があると思われるが、繰越欠損金に関する情報に対して関心が高いことも明らかになってきており、財務諸表利用者と作成者の間の均衡点を見出していきたい。

■ ある委員より、次のコメントがあった。

- 税制が異なる国内親会社と海外子会社の情報を合算して開示された情報の有用性には懸念がある。また、海外子会社からの税効果に関する情報の入手には一定の困難性があると考ええる。
- 情報の有用性及びすべての企業に一律に強制する観点を考慮すると、事務局提案のうち、税務上の繰越欠損金に係る評価性引当額の合計と将来減算一時差異に係る評価性引当額の合計に分けて開示する方法に賛成する。

ある委員より、次のコメントがあった。

- 我が国の企業は繰延税金資産の金額が大きいこと及び回収可能性の判断に関する複雑さを考慮すると、投資家の理解可能性に資するために情報の開示を充実させる必要があると考ええる。
- 財務諸表利用者がどのような情報を要望しているかについて意見を聞きながら検討を進めるべきと考ええる。

これらに対して、事務局より、次の回答がなされた。

- 回収可能性適用指針の公開草案において質問した項目の全体を検討した上で改めて評価性引当額の内訳に関する開示に関する提案を行いたい。
- 財務諸表利用者と作成者の間の見解の幅は大きいですが、引き続き検討を進めたい。

以 上